

佐賀県選挙管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年一月十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 松浦海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
五七一人
- 二 佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数  
一、〇九二人